資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十二年十月十八日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

有限会社外苑プロパティーズ

取締役　山田　智明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年十月八日

掲載頁　五十六頁（号外第二一二号）

平成二十二年十月十八日

東京都品川区南品川五丁目九番二三号

末廣建機株式会社

代表取締役　林　清人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億四千六百万五百円減少し、九千九百九十九万九千五百円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年十一月十九日であり、株主総会の決議は平成二十二年十月八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年四月十四日

掲載頁　八十七頁（号外第八十一号）

平成二十二年十月十八日

兵庫県神戸市中央区北野町一丁目一番

株式会社新神戸ホールディング

代表取締役　キア・クォック・ピン

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月二十八日

掲載頁　一一三頁（号外第一一二号）

平成二十二年十月十八日

高知県高岡郡津野町永野五五三番地

株式会社葉山風力発電所

代表取締役　末澤　徹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八十一億円、資本準備金の額を八十三億三千五百一万四千四百七十三円及び利益準備金の額を四十六億五千二百三十万円減少し、それぞれ百五十億円、零円及び零円とすることと致しました。

効力発生日は平成二十二年十一月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十二年十一月二十九日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月三十日

掲載頁　一九〇頁（号外第六十六号）

平成二十二年十月十八日

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

キャタピラージャパン株式会社

代表取締役　竹内　紀行

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月二日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二千株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月十八日

東京都渋谷区道玄坂一丁目九番五号

フードディスカバリー株式会社

代表取締役　福井　栄治

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年十一月四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十二年十月十八日

東京都中央区銀座六丁目二番一号

株式会社駅探

代表取締役　中村　太郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年十一月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年十月十八日

神奈川県厚木市七沢一一九一番地

七沢観光株式会社

代表取締役　越智　邦一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年十月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二六階

WBエイチエフ・ジャパン・エルエルシー

日本における代表者　石田　泉

限定承認公告

本籍東京都八王子市散田町一丁目七一一番地、最後の住所東京都八王子市初沢町一二二七番地四高尾パークハイツA五二八号

被相続人　亡　中村　洋一

右被相続人は平成二十二年三月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年十月四日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十八日

東京都千代田区麹町四丁目八番三六号太陽ライフビル五階

限定承認者中村洋士

代理人弁護士　大薮　直樹

限定承認公告

本籍横浜市南区大岡五丁目一五七八番地二四、最後の住所横浜市鶴見区下野谷町一丁目一三番地一　五一四号

被相続人　亡　笛木　克彦

右被相続人は平成二十一年九月八日死亡し、その相続人は平成二十二年十月六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十八日

横浜市南区大岡五丁目三二番一六号　フジハイム二〇一

限定承認者　笛木　藤枝

横浜市中区住吉町二丁目二四番地二　住吉二四ビル五〇二

右法定代理人成年後見人　前田　一

限定承認公告

本籍三重県三重郡菰野町大字田光二七八七番地一四二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安田　勝

右被相続人は平成二十二年四月十三日死亡し、その相続人は平成二十二年九月二十九日津家庭裁判所四日市支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十月十八日

三重県三重郡菰野町大字田光二七八七番地一四二

相続財産管理人　安田　知子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、平成二十二年六月二十日開催の第七回総会において、出資一口の金額を減少することを決議し、現在の出資一口の金額五万円を二万五千円とすることとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、財産目録及び貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

平成二十二年十月十八日

島根県大田市長久町稲用一二一番地

農事組合法人いなぎ

理事　坂根　謙二

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一五三	一〇	債務者	安村　俊子（旧姓岡田）	債務者　岡田　俊子

（原稿誤り）

第一五四号破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月十八日付第二一八号九

六ページ●同日付政府調達第一九五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配）